

令和4年度 入札制度の変更について
(令和5年1月1日)

廿日市市総務部契約課

目 次

- 1 技術者等の適正配置について (P 1)
廿日市市発注の建設工事における技術者等の取扱いについての改正を行います。

技術者等の適正配置について

1 趣旨

改正建設業法施行令において、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げ並びに技術検定制度が見直されたことに伴い、廿日市市発注の建設工事における技術者等の取扱いについての改正を行います。

2 廿日市市発注の建設工事における技術者等の取扱いにおける改正内容

(1) 監理技術者の配置条件

工事の種類に必要な特定建設業の許可を受けており、一時下請に係る下請契約総額が4,000万円以上となる工事（建築一式工事の場合は6,000万円以上）であったものを、4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）に引き上げ。

(2) 技術者等の専任配置を必要とする工事

主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に引き上げ。

(3) 技術者等の専任配置を必要としない工事

請負代金額が500万円以上3,500万円未満（建築一式工事は1,500万円以上7,000万円未満）の工事にあっては、配置する技術者等が兼務できる件数が3件以内であったものを、請負代金額が500万円以上4000万円未満（建築一式工事は1,500万円以上8,000万円未満）の工事にあっては、配置する技術者等が兼務できる件数は3件以内とする。

(4) 現場代理人の配置について

請負代金額が500万円以上3,500万円未満の工事（建築一式工事は7,000万円未満）については、同一市町内（廿日市市内）の施工場所に限り2件まで兼務可能であったものを、請負代金額が500万円以上4,000万円未満の工事（建築一式工事は8,000万円未満）については、同一市町内（廿日市市内）の施工場所に限り2件まで兼務可能とする。

(5) 災害復旧工事に係る主任技術者等の兼務制限の緩和について

請負金額4,000万円以上（建築一式工事にあっては、7,000万円以上）の主任技術者等は、災害復旧工事を含む場合、諸要件を満たせば3件もしくは5件まで兼務を認めます。また請負金額4,000万円未満（建築一式工事にあっては、8,000万円未満）については、災害復旧工事を兼務件数に含めない。

3 施行期日等

令和5年1月1日より施行し、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件を適用する。

技術者等の配置例

| 後工事 (現職) 既契約工事 | 主任(監理)技術者、監理技術者補佐 | | | 現場代理人 |
|----------------------------------|--|--|--|--|
| | 専任配置工事 | 専任配置工事外 | | |
| | 請負代金額 4,000万円以上 | 請負代金額 500万円以上 4,000万円未満 | 請負代金額 500万円未満 | |
| 営業所の 専任技術者 | × (不可) | △ (営業所と同一市内の 工事に限り2件まで 可) | △ (営業所と同一市内の 工事に限り2件まで 可) | × (不可) |
| 監理技術者 | △ (既契約工事と同一工 事又は監理技術者補佐 を専任配置した工事(2 件まで)のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) |
| 監理技術者補佐 (専任) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) |
| 主任技術者 (専任) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) |
| 主任技術者 (非専任) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事以外に2 件まで可) | ○ (可) | △ (既契約工事と同一工 事又は現場代理人の兼 務が可能な工事(廿日 市市内で4,000万円未 満の工事)1件まで可) |
| 現場代理人 (請負代金額4,000万 円以上の工事) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) |
| 現場代理人 (請負代金額4,000 万円未満の工事) | △ (既契約工事と同一工 事のみ可) | △ (既契約工事と同一工 事又は現場代理人の兼 務が可能な工事(廿日 市市内で4,000万円未 満の工事)1件まで可) | △ (既契約工事と同一工 事又は現場代理人の兼 務が可能な工事(廿日 市市内で4,000万円未 満の工事)1件まで可) | △ (既契約工事と同一工 事又は廿日市市内で 4,000万円未満の工事 1件まで可) |